

鹿児島県大学図書館協議会代表館及び副代表館と監査館の選出方法

鹿児島県大学図書館協議会会則第5条に定める代表館及び副代表館と監査館は、次の方法により選出する。

- (1) 代表館と副代表館は、ローテーションが回ってきた大学及び短大で協議して決める。
- (2) 監査館は、次年度の副代表館候補が担当するものとする。
- (3) このローテーションは、全加盟館が代表館又は副代表館を担当した時点で組み換えを実施する。ただし、加盟館の構成に変更が生じたときは、その時点で組み換えを行う。

鹿児島大学	第一幼児教育短期大学
鹿児島国際大学	鹿児島工業高等専門学校
鹿屋体育大学	鹿児島県立短期大学
志学館大学	第一工科大学
鹿児島純心大学	鹿児島女子短期大学

※平成8年5月31日開催の鹿児島県大学図書館協議会総会にて了承

※平成13年5月21日開催の鹿児島県大学図書館協議会総会にて了承

※平成14年5月20日開催の鹿児島県大学図書館協議会総会にて了承

※令和7年10月10日開催の鹿児島県大学図書館協議会総会にて了承